

第百二十三回国会 大蔵委員会 議録第七号

平成四年三月十三日(金曜日)

午後五時五十三分開議

出席委員

委員長 太田 誠一君

理事 井奥 貞雄君

理事 村上誠一郎君

理事 柳本 卓治君

理事 細谷 治通君

理事 浅野 勝人君

理事 今津 寛君

理事 江口 一雄君

理事 大野 功統君

理事 亀井 善之君

理事 小林 興起君

理事 戸塚 進也君

理事 古屋 圭司君

理事 池田 元久君

理事 佐藤 恒晴君

理事 仙谷 由人君

理事 中村 正男君

理事 堀 昌雄君

理事 東 祥三君

理事 正森 成二君

理事 菅 直人君

出席國務大臣

大蔵大臣 羽田 孜君

大蔵政務次官 村井 仁君

大蔵大臣官房審議官 石坂 匡身君

大蔵省主税局長 瀧本 英輔君

大蔵省関税局長 吉田 道弘君

大蔵省銀行局長 土田 正顕君

大蔵省國際金融局長 江沢 雄一君

委員外の出席者

大蔵委員会調査 兵藤 廣治君

委員の異動

三月六日

浅野 勝人君

池田 元久君

菅 直人君

同日

浅野 勝人君

同日

浅野 勝人君

同日

浅野 勝人君

同日

浅野 勝人君

同日

浅野 勝人君

同日

浅野 勝人君

同日

浅野 勝人君

同日

浅野 勝人君

同日

浅野 勝人君

同日

浅野 勝人君

同日

浅野 勝人君

同日

浅野 勝人君

同日

浅野 勝人君

同日

浅野 勝人君

同日

浅野 勝人君

同日

浅野 勝人君

松永 光君

松本 十郎君

村田敬次郎君

村山 達雄君

水田 稔君

同日

浅野 勝人君

同日

浅野 勝人君

同日

浅野 勝人君

同日

浅野 勝人君

同日

浅野 勝人君

同日

浅野 勝人君

同日

浅野 勝人君

同日

浅野 勝人君

同日

浅野 勝人君

同日

浅野 勝人君

同日

浅野 勝人君

同日

浅野 勝人君

同日

浅野 勝人君

同日

浅野 勝人君

同日

浅野 勝人君

同日

浅野 勝人君

亀井 善之君

河村 建夫君

久野統一郎君

小林 興起君

佐藤 恒晴君

同日

浅野 勝人君

同日

浅野 勝人君

同日

浅野 勝人君

同日

浅野 勝人君

同日

浅野 勝人君

同日

浅野 勝人君

同日

浅野 勝人君

同日

浅野 勝人君

同日

浅野 勝人君

同日

浅野 勝人君

同日

浅野 勝人君

同日

浅野 勝人君

同日

浅野 勝人君

同日

浅野 勝人君

同日

浅野 勝人君

同日

浅野 勝人君

同外二件(野呂昭彦君紹介)(第五一〇号)

同(平田辰一郎君紹介)(第五一一号)

同(宮崎茂一君紹介)(第五一二号)

同(宮路和明君紹介)(第五一三号)

同外五件(村上誠一郎君紹介)(第五一四号)

同(衛藤征士郎君紹介)(第五二七号)

同(亀井静香君紹介)(第五二八号)

同(衛藤征士郎君紹介)(第五八二号)

同外九件(太田誠一君紹介)(第五八三号)

同(加藤六月君紹介)(第五八四号)

同(亀井静香君紹介)(第五八五号)

同外二件(齊藤斗志二君紹介)(第五八六号)

同(杉山憲夫君紹介)(第五八七号)

同(住博司君紹介)(第五八八号)

同(中山太郎君紹介)(第五八九号)

同外二件(長勢甚遠君紹介)(第五九〇号)

同(平田辰一郎君紹介)(第五九一号)

同外四件(松田岩夫君紹介)(第五九二号)

同(宮崎茂一君紹介)(第五九三号)

同(綿貫民輔君紹介)(第五九四号)

同(石川要三君紹介)(第五九八号)

同(衛藤征士郎君紹介)(第六一九号)

同(小淵恵三君紹介)(第六二〇号)

同(亀井静香君紹介)(第六二一号)

同(小泉純一郎君紹介)(第六二二号)

同(高橋一郎君紹介)(第六二三号)

同外二件(塚原俊平君紹介)(第六二四号)

同(秋山教蔵君紹介)(第六二五号)

同(藤尾正行君紹介)(第六二六号)

同(船田元君紹介)(第六二七号)

同(山本有二君紹介)(第六二八号)

電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願(沖田正人君紹介)(第四七九号)

同外二件(加藤万吉君紹介)(第四八〇号)

同(常松裕志君紹介)(第四八一号)

- 同(不破哲三君紹介)(第四八二号)
- 同(小岩井清君紹介)(第四九三三号)
- 同(常松裕志君紹介)(第四九四号)
- 同(武藤山治君紹介)(第四九五号)
- 同(常松裕志君紹介)(第五一五号)
- 同(橋崎弥之助君紹介)(第五一七号)
- 同(橋崎弥之助君紹介)(第五一七号)
- 同(武藤山治君紹介)(第五一八号)
- 同(常松裕志君紹介)(第五二九号)
- 同(武藤山治君紹介)(第五三〇号)
- 同(大野由利子君紹介)(第五三六号)
- 同(沖田正人君紹介)(第五三七号)
- 同(清水勇君紹介)(第五三八号)
- 同(常松裕志君紹介)(第五三九号)
- 同(中村巖君紹介)(第五四〇号)
- 同(武藤山治君紹介)(第五四一号)
- 同(大野由利子君紹介)(第五四五号)
- 同(岡崎トミ子君紹介)(第五五六号)
- 同(沖田正人君紹介)(第五五九号)
- 同(武藤山治君紹介)(第五九八号)
- 同(大野由利子君紹介)(第六二九号)
- 同(沖田正人君紹介)(第六三〇号)
- 同(長谷百合子君紹介)(第六三一号)

本日の會議に付した案件

- 租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)
- 法人特別税法案(内閣提出第四号)
- 相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)
- 関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三七号)
- 国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三八号)

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)

○太田委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、租税特別措置法の一部を改正する法律案、法人特別税法案及び相続税法の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。各案につきましては、去る四日、質疑を終了しております。

これより各案を一括して討論に入ります。討論の申し出がありますので、順次これを許します。正森成二君。

○正森委員 私は、日本共産党を代表し、租税特別措置法一部改正案及び法人特別税法案について反対、相続税法一部改正案について賛成の討論を行います。まず、租税特別措置法一部改正案についてであります。

法案の中の中小企業対策、小規模宅地等への相続税の減免措置、土地・住宅税制、福祉、農林水産業対策等の改正は、不十分さや問題点もありますが、一応賛成であります。

しかし、大企業向けでは、若干の改善はあるものの、廃止はわずかに四件にとどまり、各種準備金特別償却、税額控除、登録免許税等のはとんどがそのままか若干の見直しの上延長となっている上、輸入促進・外資導入円滑化税制の新設など大企業優遇税制が新設され、不公平税制の拡大すら行われております。その一方で、財源不足対策として、主として中小企業に負担を強制する赤字法人課税を行おうとしています。

以上、全体として大企業優遇税制の温存・拡大・新設が中心であり、租税法改正案には反対であります。なお、中小企業税制においては、青色、白色を問わずすべての業者に自家労賃を認められた税制を構築するよう、政府に改めてその検討を要求いたします。

次に、法人特別税法案は、第一に、政府の責任で生じた歳入不足対策として、大企業のみならず中小企業の一部にも及ぶ増税によって負担を国民に転嫁しようとするものであること、第二に、今回は一般財源の歳入対策になりましたが、創設の経緯から見ると国際貢献資金構想と深いかわりを持っており、将来ともこの構想に組み込まれない保障は何らありません。よって、本法案に反対であります。

最後に、相続税法案の一部改正案についてであります。我が党は、庶民の生存権的な土地にまで時価方式を徹底させ、相続税評価水準を実勢価格に近づけることに反対であり、相続税の仕組みを抜本的に収益還元方式へ転換しよう主張してはおりますが、これは本法律事項ではありません。本改正案は、その相続税評価水準引き上げを前提に、負担増が生じないよう負担調整を行おうとする当然の措置であり、賛成いたします。

○太田委員長 中井治君。

○中井委員 私は、民社党を代表して、ただいま議題となっております租税三法案について討論を行います。

まず、相続税法の一部を改正する法律案には賛成です。我が党は、土地評価額引き上げによる相続税の負担増を軽減するため、課税最低限の引き上げ、税率調整、小規模宅地等の減額措置拡充及び申告期限の延長などを求めてきました。本法案は民社党提案の内容を盛り込んだものであり、賛成すべきと考えます。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案、法人特別税法案には反対です。

我が党は、両院の代表質問や各委員会での質問、予算編成前の党首会議などで、政府に、歳入欠陥を理由に安易に増税を行わないよう強く求めてまいりました。また、税収不足を理由に期限を切った税制を延長することにも反対をいたしました。安易な増税に反対は民社党の一貫した主張であります。

この立場から、法人特別税、租税特別税法の中の普通乗用自動車の消費税の割り増し税率に反対であります。昨年の海岸特別税、三年間の普通乗用自動車の消費税率六％からはそれぞれに工夫がなされておりますが、平成三年度限りで撤廃する措置を事実上延長したものであり、公約違反を犯し、国民の税制に対する信頼を失うものであります。景気をさらに悪化させるおそれもあります。政府みずからの行財政改革をおろそかにし、取れるところから取るという姿勢にも強く注意を促します。以上が反対の理由であります。

租税特別措置法案に盛り込まれている特定事業用資産の買いかえ特例の導入、青色申告控除の確立、中小企業向けの租税特別措置の存続などは民社党の主張にこたえたものであり、その部分には賛成であることを申し添えます。

最後に、ことしから実施されている地価税取を約束どおり土地対策や減税に充てること、とりわけ大都市圏の地下駐車場整備などに重点配分することなどを今後とも党を挙げて要求することを申し上げ、討論を終ります。

○太田委員長 これにて討論は終局いたしました。

○太田委員長 これより各案について順次採決に入ります。まず、租税特別措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○太田委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、法人特別税法案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○太田委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、相続税法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○本委員 起立議員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○本委員 起立議員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○日笠委員。ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表いたしましたして、案文を朗読し、趣旨の説明いたします。

租税特別措置法の一部を改正する法律案、法人特別税法及び相続税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)を政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 公平・公正な税制を確立し、税制に対する国民の理解と信頼を確保するため、引き続き、不公平税制は正の取組みについて格段の努力を行うとともに、資産に対する適正な課税について検討を進めること。

一 政策目的を終えた、又は、政策効果の少ない各種準備金・特別償却等の租税特別措置については、今後とも徹底した整理合理化を進めるとともに、引当金のあり方等について引き続き検討すること。併せて、赤字法人、公益法人課税について、社会的役割及び公益の観点等を踏まえ、その課税のあり方を引き続き検討すること。

一 相続税については、健全な個人資産の形成と国民生活の安定に配慮しつつ、今後とも相続税の基本的役割である富の再分配機能に留意し、適正・公平な課税を実現するよう努めること。

一 土地問題の解決へ向けて努力を続ける観点から、土地基本法の理念の下、地価税をはじめとする土地税制改革の円滑な実施を図るとともに、地価税の創設に伴う増収分の使途については、地価税創設時の論議、その他の諸事情を踏まえ、引き続きその具体的内容を検討すること。

一 変動する納税環境、業務の一層の複雑化・国際化及び税務執行面における負担の公平確保の見地から、複雑・困難であり、かつ、高度の専門知識を要する職務に従事する国税職員について、職員の年齢構成の特殊性等従来場の環境の充実及び定員の二層の確保等につき特段の努力を行うこと。

何とぞ御賛成賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○本委員 起立議員。これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

○本委員 起立議員。よって、各案に対し、本附帯決議を付することに決しました。

○羽田国務大臣。ただいま御決議のありました事項につきまして、政府といたしまして、御趣旨に沿って配慮してまいりたいと存じます。

○本委員 起立議員。お諮りいたします。

ただいま議決いたしました各法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○本委員 起立議員。御異議なしと認め、そのように決しました。

○本委員 起立議員。御異議なしと認め、そのように決しました。

○本委員 起立議員。御異議なしと認め、そのように決しました。

○本委員 起立議員。御異議なしと認め、そのように決しました。

○本委員 起立議員。御異議なしと認め、そのように決しました。

○本委員 起立議員。御異議なしと認め、そのように決しました。

○本委員 起立議員。御異議なしと認め、そのように決しました。

○本委員 起立議員。御異議なしと認め、そのように決しました。

○本委員 起立議員。御異議なしと認め、そのように決しました。

新たな石炭政策を踏まえ、原油及び石油製品の関税率を引き下げるとともに、平成四年三月末に適用期限の到来する石油関係の免税還付制度について、その適用期限を延長する等所要の改正を行うことといたしております。

第二は、保税地域制度の改正であります。

輸入関連施設が集積した地域を対象として、外国貨物の蔵置、加工、展示等の行為を総合的に行うことができる総合保税地域制度を新設するとともに、保税工場における利子税制度の廃止、保税運送の手続の簡素化等所要の改正を行うことといたしております。

以上のほか、平成四年三月末に適用期限の到来する暫定関税率についてその適用期限を延長するとともに、所要の規定の整備を図ることといたしております。

次に、国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

まず、国際金融公社は、開発途上国の経済開発促進のため、これらの国の民間企業に対し融資等を行っている国際機関であります。これらの国における民間投資の拡大を支援するため、同銀行の中に多数国間投資基金を設けることが合意されたことに伴い、我が国としては、同基金に対して五億ドルの拠出を行いたいと考えております。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、政府は、国際金融公社に対し、六千六百三十八万ドルの範囲内において、アメリカ合衆国ドルまたは本邦通貨により追加出資することができるといっております。

三



第三十三条中「保税工場」の下に「及び総合保税地域」を加える。

第三十四条中「但し、第四十五条第一項但書」を「ただし、第四十五条第一項ただし書に「及び第六十二条の七(保税展示場)」を、第六十二条の七(保税展示場)及び第六十二条の十五(総合保税地域)」に改める。

第四十条の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同条第二項中「且つ」を「かつ」に、「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第三十一条第一項(貨物の出し入れの指定を受けた指定保税地域において、前項に規定する貨物につき同項第一号に掲げる行為を行う場合には、同項の規定にかかわらず、あらかじめ税関長に届け出ることを要しない。

第四十三条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに改め、同条第一号中「保税上屋」を「保税地域」に、「経ない」を「経過していない」に改め、同条第二号中「終り」を「終わり」に、「経ない」を「経過していない」に改め、同条第三号中「禁じ」を「禁錮」に、「終り」を「終わり」に、「経ない」を「経過していない」に改め、同条第四号中「前三号の一」を「前三号のいずれかに改め、同条第五号中「充分な」を「十分な」に改め、同条第七号中「見込」を見込み」に、「少い」を「少ない」に改める。

第五十八条中「但し、第五十九条の二第一項」を「ただし、第六十条第一項」に改める。

第五十八条の二中「行なう」を「行う」に、「積みもどされる」を「積み戻される」に、「第五十九条の二第一項」を「第六十条第一項」に改める。

第六十条を削り、第五十九条の二を第六十条とする。

第六十一条第一項中「加工貿易」を「貿易」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第三項中「第五十九条の二第一項(原料課税)」を「前条第一項」に改める。  
第四章に次の一節を加える。

### 第七節 総合保税地域 (総合保税地域の許可)

第六十二条の八 総合保税地域とは、一団の土地及びその土地に存する建設物その他の施設(次項において「一団の土地等」という。)で、次に掲げる行為をすることが出来る場所として、政令で定めるところにより、税関長が許可したものをいう。

一 外国貨物の積卸し、運搬若しくは蔵置又は内容の点検若しくは改装、仕分その他の手入れ

二 外国貨物の加工又はこれを原料とする製造(混合を含む。)

三 外国貨物の展示又はこれに関連する使用(これらの行為のうち政令で定めるものに限る。)

2 税関長は、前項の許可をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 当該一団の土地等が、その事業の内容、株主又は出資者若しくは拠出者の構成その他の事項を勘案して政令で定める要件を満たす法人により所有され、又は管理されるものであること。

二 当該一団の土地等における貿易に関連する施設の集積の程度が高いこと。

三 当該一団の土地等において前項各号に掲げる行為が総合的に行われることが見込まれ、これにより相当程度輸入の円滑化その他の貿易の振興に資すると認められること。

四 当該一団の土地等の位置、設備その他の状況に照らし、この法律の実施を確保する上に支障がないと認められること。

五 当該一団の土地等を所有し、又は管理する法人(当該法人以外に当該一団の土地等において貨物を管理する者がある場合には、その者を含む。次号において同じ。)が第四十三条第一号から第四号まで(保税上

屋の許可の要件)に掲げる場合に該当しないこと。

六 当該一団の土地等を所有し、又は管理する法人の資力その他の事情を勘案して、当該法人が総合保税地域の業務を遂行するのに十分な能力を有すると認められること。

(外国貨物を置くことができる期間)

第六十二条の九 総合保税地域に外国貨物を置くことができる期間は、当該総合保税地域に当該貨物を置くことが承認された日から二年とする。

(外国貨物を置くこと等の承認)

第六十二条の十 総合保税地域に外国貨物を入れる者は、当該貨物をその入れた日から一月を超えて当該総合保税地域に置くこととする場合又は当該貨物につきその入れた日から一月以内当該総合保税地域において第六十二条の八第一項第二号若しくは第三号(総合保税地域の許可)に掲げる行為をしようとする場合には、政令で定めるところにより、その超えることとなる日前又は当該行為をする日前に税関長に申請し、その承認を受けなければならない。

(販売用貨物等を入れることの届出)

第六十二条の十一 外国貨物のうち、総合保税地域において販売され、又は消費される貨物その他これらに類する貨物で政令で定めるものを当該総合保税地域に入れようとする者は、あらかじめ税関に届け出なければならない。

(記帳義務)

第六十二条の十二 総合保税地域において貨物を管理する者は、その管理する外国貨物、輸入の許可を受けた貨物又は輸出しようとする貨物についての帳簿を設け、政令で定める事項を記載しなければならない。

(貨物の管理者の連帯納税義務)

第六十二条の十三 総合保税地域の許可を受けた法人が第六十二条の十五(総合保税地域)において準用する第四十五条第一項本文(保税上屋の許可を受けた者の関税の納付義務)又は第六十一条第五項(保税工場の許可を受けた者の関税の納付義務)の規定により外国貨物に係る関税を納める義務を負うこととなつた場合において、当該貨物が亡失し、若しくは滅却された時又は当該貨物が当該総合保税地域から出された時に当該総合保税地域において当該貨物を管理していた者が当該法人以外の者であるときは、当該管理していた者は、当該法人と連帯して当該関税を納める義務を負う。

(許可の取消し等)

第六十二条の十四 税関長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、貨物を管理する者及び期間を指定して外国貨物若しくは輸出しようとする貨物を総合保税地域に入れ、若しくは総合保税地域において第六十二条の八第一項第二号若しくは第三号(総合保税地域の許可)に掲げる行為をすることを停止させ、又は総合保税地域の許可を取り消すことができる。

一 総合保税地域の許可を受けた法人(当該法人以外に当該総合保税地域において貨物を管理する者がある場合には、その者を含む。)又はその役員若しくは代理人、支配人その他の従業者が総合保税地域の業務についてこの法律の規定に違反したとき。

二 総合保税地域について第六十二条の八第二項各号(総合保税地域の許可の基準)に掲げる基準のいずれかに適合しないこととなつたとき。

(保税上屋、保税倉庫、保税工場及び保税展  
示場)についての規定の準用)

第六十二条の十五 第四十二條第二項及び第三  
項(保税上屋の許可の期間及び公告)、第四十  
四條から第四十七條まで(保税上屋の貨物の  
取寄能力の増減等・許可を受けた者の関税の  
納付義務・休業又は廃業の届出・許可の消  
滅)、第五十一條第二項(保税倉庫に外国貨物  
を置くことができる期間の延長)、第五十二  
條第二項及び第三項(保税倉庫に外国貨物を  
置くことの承認及びその申請、第五十三條  
(外国貨物を置くことの承認の際の検査)、第  
五十八條の二から第六十一條まで(納税申告  
の特例・内国貨物の使用等・原料課税・保税  
工場外における保税作業)、第六十一條の二  
第二項(指定保税工場についての報告義務)、  
第六十二條の四(取用貨物等の蔵置場所の  
制限等)並びに第六十二條の五(保税展示場外  
における使用の許可)の規定は、総合保税地  
域について準用する。この場合において、第  
四十二條第二項中「前項」とあるのは「第六十  
二條の八第一項(総合保税地域の許可)」と、  
同条第三項中「第一項」とあるのは「第六十二  
條の八第一項(総合保税地域の許可)」と、「前  
項但書」とあるのは「第六十二條の十五(総合  
保税地域)において準用する前項ただし書」  
と、第四十七條第一項第二号中「死亡し、又  
は解散した」とあるのは「解散した」と、同条  
第三項中「許可を受けていた者」とあるのは  
「許可を受けていた法人(当該法人以外に当該  
総合保税地域において貨物を管理していた者  
がある場合には、その者を含む。以下この項  
において同じ。)」と、第五十一條第二項中「前  
項」とあるのは「第六十二條の九(総合保税地  
域に外国貨物を置くことができる期間)」と、  
第五十二條第二項中「前項」とあるのは「第六  
十二條の十(総合保税地域に外国貨物を置く  
こと等の承認)」と、「同項」とあるのは「同条」  
と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第六

十二條の十(総合保税地域に外国貨物を置く  
こと等の承認)」と、第五十三條中「前条第一  
項」とあるのは「第六十二條の十(総合保税地  
域に外国貨物を置くこと等の承認)」と、「同  
項」とあるのは「同条」と、第五十八條の二  
中「行方保税工場の許可を受けた者」とあるのは  
「総合保税地域において行方者」と、「第六十  
條第一項」とあるのは「第六十二條の十五(総  
合保税地域)において準用する第六十條第一  
項」と、第六十條第一項中「保税工場の許可を  
受けた者」とあるのは「総合保税地域において  
保税作業(改装、仕分その他の手入れを除く。  
以下この項において同じ。)を行う者」と、「第  
六十二條(保税工場)において準用する第五十  
二條第一項(保税倉庫に外国貨物を置くこと  
の承認)」とあるのは「第六十二條の十(総合保  
税地域)に外国貨物を置くこと等の承認」と、  
第六十一條第三項中「第一項」とあるのは「第  
六十二條の十五(総合保税地域)において準用  
する第一項又は第六十二條の五(保税展示場  
外における使用の許可)」と、「前条第一項」と  
あるのは「第六十二條の十五(総合保税地域)  
において準用する前条第一項」と、同条第四  
項及び第五項中「第一項」とあるのは「第六十  
二條の十五(総合保税地域)において準用する  
第一項又は第六十二條の五(保税展示場外に  
おける使用の許可)」と、「同項の規定」とある  
のは「これらの規定」と、第六十一條の二第二  
項中「前項の指定を受けた者」とあるのは「総  
合保税地域において保税作業(改装、仕分そ  
の他の手入れを除く。以下この項において同  
じ。)を行う者」と、「同項の税関長の特定した  
外国貨物」とあるのは「外国貨物」と、第六十  
二條の四第一項中「制限し、又は保税展示場  
に入れられた外国貨物で性質若しくは形状に  
変更が加えられるものにつき、その使用状況  
の報告を求める」とあるのは「制限する」と読  
み替えるものとする。

第六十三條第一項中「同じ。」は「の」の下に「税関  
長に申告し、その承認を受けて」を加え、同項  
後段を次のように改める。  
この場合において、税関長は、運送の状況  
その他の事情を勘案して取締り上支障がない  
と認めるときは、政令で定める期間の範囲内  
で税関長が指定する期間内に発送される外国  
貨物の運送について一括して承認することが  
できる。  
第六十三條第二項中「前項の」を「前項の承認  
をする」に改め、同条第三項中「呈示し」を「提示  
し」に改め、同項に次のただし書を加える。  
ただし、同項後段の規定により一括して承  
認を受けた場合においては、当該承認に係る  
期間を当該承認をした税関長が政令で定める  
ところにより区分して指定した期間ごとに、  
当該期間内に発送された外国貨物に係る運送  
目録について一括して確認を受けることがで  
きる。  
第六十三條第五項に次のただし書を加える。  
ただし、第一項後段の規定により一括して  
承認を受けた場合においては、第三項及び前  
項の指定に係る期間を基礎として当該承認を  
した税関長が指定した期間ごとに、当該期間  
内に到着した外国貨物に係る運送目録につい  
て一括して確認を受けることができる。  
第七十九條第一項第三号の次に次の一号を加  
える。  
三の二 総合保税地域にある外国貨物で、第  
六十二條の九(総合保税地域に外国貨物を  
置くことができる期間)に規定する期間を  
経過したものの  
第七十九條第一項第四号中「及び第六十二條  
の七(保税展示場)を、第六十二條の七(保税展  
示場)及び第六十二條の十五(総合保税地域)」  
に、「若しくは保税展示場」を、「保税展示場若し  
しくは総合保税地域」に改める。  
第九十九條中「積卸し」を「積卸し」に改め、「使  
用」の下に「第六十二條の十五(総合保税地域)  
において準用する場合を含む。」を加え、「出入」

を「出入り」に、「一時持出」を「一時持出し」に、  
「取扱」を「取扱い」に改め、「これを削る」。  
第百零三條第三号中「第五十六條」を「第五十六條  
第一項」に、又は第六十二條の二(保税展示場)  
を、「第六十二條の二第一項(保税展示場)又は第  
六十二條の八第一項(総合保税地域)」に、「又は  
保税展示場」を、「保税展示場又は総合保税地域」  
に改める。

第百零一號第一項中「輸出」(第七十五條(外国貨  
物の積みもどし)に規定する積みもどしを含む。  
次条第一項において同じ。))を「貿易」に、「取  
扱」を「取扱い」に、「第五十六條」を「第五十六條  
第一項」に、「若しくは第六十二條の二(保税展  
示場)」を、「第六十二條の二第一項(保税展示場)  
若しくは第六十二條の八第一項(総合保税地  
域)」に改め、同条第二項中「第五十六條」を「第  
五十六條第一項」に、「又は第六十二條の二(保税  
展示場)を、第六十二條の二第一項(保税展示  
場)又は第六十二條の八第一項(総合保税地域)」  
に、「及び第六十二條の七(保税展示場)を、第  
六十二條の七(保税展示場)及び第六十二條の十  
五(総合保税地域)」に改める。  
第百零二號第一項第一号中「輸出され」の下に  
「若しくは積み戻され」を加え、同項第三号中  
「除く外を」を「除くほか」に改める。  
第百零五號第一項中「左の各号」を「次に」に改  
め、同項第三号中「保税工場」の下に「及び第  
六十二條の十五(総合保税地域)」を、「外国貨物  
の検査」の下に「(第六十二條の七(保税展示場)  
及び第六十二條の十五(総合保税地域)において  
準用する場合を含む。))」を加え、「第六十三條第  
一項」を「第六十三條第二項」に、「積みもどし」  
を「積戻し」に、「第七十六條第一項但書」を「第  
七十六條第一項ただし書」に改める。  
第百零五號中「左の」を「次の」に改め、同条第  
二号中「一時持出」を「一時持出し」に、「若しく  
は第五十二條第一項」を「第五十二條第一項」  
に、「含む」の規定を「含む」若しくは第六十  
二條の十(総合保税地域に外国貨物を置くこと

等の承認の規定に、「(C)の許可」を(第六十二條の十五(総合保税地域)において準用する場合を含む。)(D)の許可に、「保税工場から」を「保税工場若しくは総合保税地域から」に改め、同条第三号中「取扱」を「取扱」に改め、「第六十二條の二第三項」の下に「(保税展示場内での行為若しくは第六十二條の八第一項(総合保税地域の許可)を加え、「保税展示場」を「保税展示場若しくは総合保税地域」に改め、同条第四号中「届出」の下に若しくは第六十二條の十一(総合保税地域に販売用貨物等を入れることの届出)を加え、「同条第三項」を「第三十一條第三項」に、若しくは第五十四條」を「第五十四條」に改め、「含む」の下に「若しくは第六十二條の十二(総合保税地域についての記帳義務)を加え、「かくした者」を「隠した者」に改め、同条第五号中「許可」の下に「(第六十二條の十五(総合保税地域)において準用する場合を含む。)」を加え、「保税展示場以外の」を「保税展示場若しくは総合保税地域以外の」に、「保税展示場から」を「保税展示場若しくは総合保税地域から」に改め、同条第六号中「制限等」の下に「(第六十二條の十五(総合保税地域)において準用する場合を含む。)」を加える。

(関税暫定措置法の一部改正)

第三条 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条並びに第七条第一項及び第四項中「平成四年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改める。

第七条の二第二項中「平成四年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に、「二百九十円」を「二百六十円」に、「二百四十五円」を「二百二十円」に改める。

第八条の四第一項中「(外国貨物を置くことの承認)を(保税倉庫に外国貨物を置くことの承認)」に改め、「場合を含む」の下に「又は第六十二條の十(総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認)を加える。

別表第一(A)第二〇二・〇二二項を次のように改める。

〇二〇一	牛の肉(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	六〇%
〇二〇一・一〇	枝肉及び半丸枝肉	六〇%
〇二〇一・二〇	その他の骨付き肉	六〇%
〇二〇一・三〇	骨付きでない肉	六〇%
〇二〇二	牛の肉(冷凍したものに限る。)	六〇%
〇二〇二・一〇	枝肉及び半丸枝肉	六〇%
〇二〇二・二〇	その他の骨付き肉	六〇%
〇二〇二・三〇	骨付きでない肉	六〇%

別表第一(A)第二〇六・一〇号を次のように改める。

〇二〇六・一〇	牛のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	六〇%
〇二〇六・二〇	一 ほほ肉及び頭肉	六〇%
〇二〇六・三〇	二 その他のものうち	一五%
〇二〇六・四〇	臓器及び舌	一五%
〇二〇六・五〇	その他のもの	六〇%
〇二〇六・六〇	一 ほほ肉及び頭肉	六〇%
〇二〇六・七〇	二 その他のものうち	一五%
〇二〇六・八〇	臓器	一五%

別表第一(A)第一六〇二・五〇号中

一日までに輸入されるもの

別表第一(A)第一七〇二・三〇号、第一七〇二・四〇号及び第一七〇二・六〇号を削り、同表(A)第一七〇二・九〇号を次のように改める。

一七〇二・九〇 一 七〇%を「六〇%」に改める。

二 七〇%を「六〇%」に改める。

別表第一(A)第二七・〇八項の次に次の一項を加える。

二七・〇九 石油及び歴青油(原油に限る。)

(1) 平成九年三月三十一日までに輸入されるもの

(2) 平成九年四月一日から平成一四年三月三十一日まで

に輸入されるもの

一キロリットルにつき 三二五円

別表第一(A)第二七・〇〇号中「二、一八〇円を「二、一三〇円」に、「二、四〇〇円」を「二、三三〇円」に、「三、三〇円」を「三、二〇円」に、「七、八〇円」を「七、六〇円」に、「一、四八〇円」を「一、四三〇円」に、「六三〇円」を「五八〇円」に、「一、三三〇円」を「一二九〇円」に、「第五九条の二第一項(原料課税)」を「第六〇条第一項(原料課税)」(同法第六二條の一五(総合保税地





(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七條 前條の規定による改正後の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第四條第二項の規定は、施行日以後に輸入申告がされた保税工場における保税作業による製品である課税物品について適用し、施行日前に輸入申告がされた保税工場における保税作業による製品である課税物品については、なお従前の例による。

(通関業法の一部改正)

第八條 通関業法(昭和四十二年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第二條第一号イの(山)の(中)若しくは保税工場を「保税工場若しくは総合保税地域」に改め、「置くこと」の下に「保税工場において外国貨物を関税法第五十六條第一項に規定する保税作業に使用すること若しくは総合保税地域において同法第六十二條の八第一項第二号若しくは第三号に掲げる行為をすること」を加え、「関税法」を「同法」に改める。

(大蔵省設置法の一部改正)

第九條 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百十四号)の一部を次のように改正する。

第四條第四十七号中「及び保税展示場」を「保税展示場及び総合保税地域」に改める。

理由

最近における内外の経済情勢の変化に対応し、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、原油等の関税率を引き下げるとともに、平成四年三月三十一日に適用期限の到来する関税の免税還付制度及び暫定関税率の適用期限の延長等を図るため関税率法及び関税暫定措置法について、総合保税地域制度を新設する等のため関税法について、それぞれ所要の改正を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

第一条 国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律(昭和三十一年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

5 前各項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、公社に対し、六千八百三十八万合衆国ドルの範囲内において、アメリカ合衆国通貨又は本邦通貨により出資することができ、  
第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。  
(国債による出資等)  
第二条 政府は、前条第五項の規定により公社に出資するアメリカ合衆国通貨に代えて、その全部又は一部を当該通貨をもって表示する国債で出資することができる。  
2 前項の規定により出資するため、政府は、必要な額を限度として国債を発行することができる。

3 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(昭和二十七年法律第九十一号)第十條第三項から第七項まで(国債の発行条件、償還等)の規定は、前項の規定により発行する国債について準用する。この場合において、同条第三項中「銀行」とあるのは「国際金融公社」と、「第六條中」とあるのは「同条第五項中「百円」とあるのは「千合衆国ドル」と、第六條中」と、同条第四項中「銀行」とあるのは「国際金融公社」と読み替えるものとする。

(米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正)

第二条 米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(昭和五十一年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「特別業務基金」の下に「若しくは中南米諸国における民間投資の拡大を支援するため銀行に設けられる多数民間の基金」を加える。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

国際金融公社に対する出資の額が増額されることとなるに伴い、当該出資の額に応ずるための措置を講ずるとともに、中南米諸国における民間投資の拡大を支援するため米州開発銀行に設けられる多数民間の基金に充てるため我が国から拠出することとなるに伴い、当該拠出について所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

日本輸出入銀行法(昭和二十五年法律第二百六十八号)の一部を次のように改正する。

第十八條第二号中「第九号」を「第十号」に改め、同条第四号中「含む。以下「重要物資」を「含む。」又は技術(以下「重要物資等」)に改め、「輸入」の下に「又は受入れ」を加え、同条第六号中「又は本邦人」を「若しくは本邦人」に改め、「(次号)に規定する外国人を除く。」を削り、「(次号)に規定する外国人を除く。」を加え、「又は貸し付ける」を「若しくは貸し付ける」に改め、同条第七号中「本邦法人又は本邦人が株式又は持分の全部を所有している外国人を含む。」を削り、同条第十五号を同条第十六号とし、同条第十四号中「第十号」を「第十一号」に改め、同条第十五号とし、同条第十三号を同条第十四号とし、同条第十二号中「外国人に限る」を「外国人に限る」

ものとし、第六号の規定により資金の貸付けを受けることができる者にあつては前号に規定する外国人を除く」に改め、同条第十三号とし、同条第十一号中「第五号又は」を「第五号若しくは」に、「(第七号の場合にあつては、同号に規定する外国人を含む。又は本邦人)に対して当該」を若しくは本邦人又は第六号の規定により資金の貸付けを受けることができる外国人(本邦法人又は本邦人が株式又は持分の全部を所有しているものに限る。)に対してこれらの」に改め、同条第十二号とし、同条第十号を同条第十一号とし、同条第九号中「次条第三項」を「次条第四項」に改め、同条第十号とし、同条第八号の次に次の一号を加える。

九 本邦の輸出入市場の開拓若しくは確保又は外国との経済交流を促進するため、外国政府又は外国の居住者において当該外国の国際収支上の理由により輸入その他の対外取引を行うことが著しく困難であり、かつ、緊急の必要があると認められる場合において、国際通貨基金その他の国際機関又は当該外国以外の二以上の国の政府、政府機関若しくは銀行(次条第三項において「国際通貨基金等」という。)が当該外国の経済の発展を支援するための資金(次条第三項において「経済支援資金」という。)の供与を行うまでの間、当該外国の政府、政府機関又は銀行に対して、大蔵大臣の認可を受けて、当該輸入その他の対外取引の円滑化を図るために必要な短期資金を貸し付けること。

第十八條の二第四項中「前条第十号」を「前条第十一号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前条第九号」を「前条第十号」に、「とる」を「採る」に、「とられる」を「採られる」に、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前条第九号の規定による資金の貸付けは、国際通貨基金等による経済支援資金の供与が確実

と見込まれる場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときに限り、行うことができる。  
一 国際通貨基金等（日本輸出入銀行を除く。）による経済支援資金の全部又は一部の供与が行われることにより、前条第九号の規定による貸付けに係る資金の償還が確保されることとなつてゐる場合

二 前条第九号の規定による資金の貸付けについて確実な担保を徴する場合

第十八条の三第二項中「第十八条第一号から第九号まで」を「第十八条第一号から第十号まで」と、「同条第十号」を「同条第十一号」と、「同条第十一号、第十二号及び第十四号」を「同条第十二号、第十三号及び第十五号」と、「同条第十三号及び第十四号」を「同条第十四号及び第十五号」と改める。

第十九条第一項中「第十八条第一号から第九号まで及び第十一号から第十四号まで」を「第十八条第一号から第十号まで及び第十二号から第十五号まで」と改める。

第二十条第一項中「同条第十一号若しくは第十二号」を「同条第十二号若しくは第十三号」と、「同条第九号」を「同条第十号」と改め、同条第二項中「資金の貸付」を「資金の貸付け」と、「受入」を「受入れ」と、「重要物資の輸入」を「重要物資等の輸入若しくは受入れ」と、「基く」を「基づく」と、「第十八条第一号から第四号まで又は第九号」を「第十八条第一号から第四号まで又は第十号」と、「こえ」を「超える」と改め、同条第四項中「同条第十一号から第十三号まで」を「同条第十二号から第十四号まで」と、「同条第十号」を「同条第十一号」と、「同条第十四号」を「同条第十五号」と、「同条第十三号又は第十四号」を「同条第十四号又は第十五号」と改め、同条に次の一項を加える。

6 第十八条第九号の規定による資金の貸付けは、その貸付金の償還期限が一年以内である場合に限り、行うことができる。

第二十二条中「重要物資の品目」を「重要物資等の品目又は種類」と改める。

第二十四条第二項中「第十八条第十号」を「第十八条第十一号」と改める。

第三十九条の二の見出しを「(外貨債券等の発行)」に改め、同条第一項中「次条第二項」を「第四十条第二項」と、「以下「外貨債券」を「又は外国を発行地とする本邦通貨をもつて表示する債券(次条第三項を除き、以下「外貨債券等」と改め、同条第二項から第四項までの規定中「外貨債券」を「外貨債券等」と改め、同条の次に次の一条を加える。

(政府保証)

第三十九条の三 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、予算をもつて定める金額（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号。以下この項及び第三項において「外資受入法」という。）第二項第二項に規定する予算をもつて定める金額と區別して定めることが困難であるときは、当該金額と合算して定める金額）の範囲内において、日本輸出入銀行が前条第一項の規定により発行する外貨債券等に係る債務（外資受入法第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができ、保証契約をすることができ、）について、保証契約をすることができ、

2 政府は、前項の規定によるほか、日本輸出入銀行が前条第二項の規定により発行する外貨債券等に係る債務について、保証契約をすることができ、

3 日本開発銀行法（昭和二十六年法律第八八号）第三十七条の三第一項の規定により同法第三十七条の二第一項に規定する外貨債券等につき政府が保証契約をする場合には、当該保証契約をする外貨債券等については、政府が外資受入法第二条第二項の規定により保証契約をすることができ、第一項の規定を適用する。

第四十条及び第四十六条第五号中「外貨債券」を「外貨債券等」と改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(日本開発銀行法の一部改正)

3 日本開発銀行法（昭和二十六年法律第八八号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の二第一項中「債券」の下に「及び第三項」を加え、同条に次の一項を加える。

3 日本輸出入銀行法（昭和二十五年法律第二百六十八号）第三十九条の三第一項の規定により同法第三十九条の二第一項に規定する外貨債券等につき政府が保証契約をする場合には、当該保証契約をする外貨債券等については、政府が外資受入法第二条第二項の規定により保証契約をすることができ、第一項の規定を適用する。

(日本輸出入銀行法による貸付金の利息の特例等に関する法律の一部改正)

4 日本輸出入銀行法による貸付金の利息の特例等に関する法律（昭和四十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「日本輸出入銀行法（昭和二十五年法律第二百六十八号）」を「日本輸出入銀行法の一部を改正する法律（平成四年法律第 号）」による改正前の日本輸出入銀行法（昭和二十五年法律第二百六十八号。以下「旧日本輸出入銀行法」という。）と、「同法」を「旧日本輸出入銀行法」と改める。

第三条中「日本輸出入銀行法」及び「同法」を「旧日本輸出入銀行法」と改める。

理由

我が国の輸入の拡大及び開発途上国等との経済交流の促進を図るため、日本輸出入銀行の業務について、技術の受入れに対する貸付け等を追加するとともに、外国を発行地とする本邦通貨をもつて表示する債券を発行できることとするほか、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第一類第五号

大蔵委員会議録第七号

平成四年三月十三日

平成四年三月二十七日印刷

平成四年三月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

B